

平成 26 年 4 月 23 日

◎三石委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。(10 時 01 分開会)
本日の委員会は昨日に引き続き、「平成 26 年度業務概要について」であります。

《土木部》

◎三石委員長 日程に従い、土木部の業務概要を聴取いたします。

〈建築指導課〉

◎三石委員長 それでは、建築指導課を行います。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 震災対策で道路を緊急輸送道路なのか避難道路か指定して、その建物に住んでなければ取り壊す必要がありますわね。倒れそうやけど現実に住んでおり、お金が何とも都合つきませんと持ち主が言った場合はどういう対策をとろうとしておるんですか。

◎西本建築指導課長 まず道路を指定した場合に、その建築物の耐震改修に関する法律によりまして道路の半分以上を閉塞するおそれのある、耐震化がされてない建築物につきましては、耐震診断を義務づけられることになっております。耐震診断の義務づけ耐震改修につきましては、住宅課のほうで補助制度を持っておりますので、住宅課と連携しながら耐震化を進めていくように指導していきたいと考えております。

◎中面委員 平屋建てとか木造住宅は簡単にできるでしょうけど、時々ぼろっちいビルがあるでしょう。あんなところも、例えば公費で取り壊しませんかと、補助を出すがかいいう話まで持ってけると想定してるんですか。

◎西本建築指導課長 ビルの所有者のももちろん同意が必要ではあるわけですがけれども、必要なものにつきましては、公費を入れて補助してでも進めていく必要があるのではないかと考えております。

なお、その公費につきましては、今年度住宅課のほうで創設を検討すると聞いております。

◎森田委員 震災を前にして、ごみ屋敷って一般的に言うけど、今住んじゅうけどね、ほんとに今にも崩れそうな家があるわけよ。住家はそのすぐ隣のちっちゃいところやけど、古い家を縄で縛り、番線で縛り、つかえ棒をして傾いてて、皆が散歩するにも怖い、車が通るに怖いけど、市役所へ行ったら地域で何とかしてくださいってつきかえされるんですけど、地域でようせんき皆さんが困っちゃうんやけど、あれなんかの抜本的な解決方法があるんやろうかね。

◎西本建築指導課長 建築基準法では、その保安上危険な建物について除却とかそういったことを命じることができるような規定もございましてけれども、住んでる方とか所有されてる方の権利のこともございまして、なかなかその辺は慎重な運用が必要と考えており

ます。

ただ、住宅課では、そういった建築物とか老朽化した住宅に対する除却の補助事業ということもあると聞いておりますので、そちらと連携をしながら補助とセットで指導を進めていく必要があるのではないかと考えております。

◎森田委員 住宅課かもわからんけど、この建物はいかにも危険という判定に基づいて、このまま立て続けて置いとくのは第三者へ危機が及ぶと。こんな認定とか評価とかいう建築家の専門の目でこれは危ない建物やと。こんな評価は公的にもらえんわけですかね。

◎阿部住宅課長 住宅課では、一定老朽化した住宅とかの老朽度を判定する簡単な基準がございまして、市町村の職員の方でも判定ができる、場合によっては建築士に依頼すれば判定ができるといった基準はございます。そういった基準で老朽化が判定された場合には、その除却に対する補助対象になるという制度になっております。

◎三石委員長 以上で、建築指導課を終わります。

〈建築課〉

◎三石委員長 次に、建築課を行います。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 数字は出なかったけど、県立学校の耐震化は今年度で100%終わる予定か。

◎田中建築課長 県立学校の耐震化につきましては、平成27年度予算をもって終了するというので教育委員会と協議を重ねてきております。

◎中面委員 今年度で何校程度残るんですか。

◎田中建築課長 手元に細かい資料がございませんけれども、主な建物、例えば校舎の本館でありますとか、いわゆる教室棟についてはほぼ今年度の予算で完了する予定です。来年度予算では附属棟、具体例で言いますと小さな実習棟でありますとか、そういうものを実施するようにしております。

◎中面委員 学校はわかりました。

幡多の総合庁舎みたいに古いやつが幾つか見受けられるんですが、そこは今年度やった上で何棟ぐらい残るのか。

◎田中建築課長 その具体数はちょっとこの時点では把握しておらんのですけれども。

◎中面委員 じゃあ書類をちょっと回してください。

◎田中建築課長 後で資料をお返しするようにいたします。

◎三石委員長 以上で、建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎三石委員長 次に、港湾振興課を行います。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎三石委員長 次に、港湾・海岸課を行います。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 県管理の漁港それから市町村の管理の漁港も含めて、現場を回っていくと、スライド式の高潮を防水するやつをもう廃止して、動かないやつとかそれから板を打ち込むやつ、廃止してコンクリでふさいで階段をつけてるところが何カ所かあったんですけど、むしろあれのほうが津波のときに消防団が駆けつけんでもいいし、これのほうがいいなと思ったんですけど、県全体をああいいう形でやろうとしてるんですか、今。

◎中城港湾・海岸課長 基本的に、そのふさげるところはすべてふさいでいこうという考えで進めております。県内 1,173 カ所の陸閘がございまして、平成 25 年度末までに 664 カ所、55%ぐらいもう閉め切っております。利用頻度が高いところはなかなか常時閉め切することは難しいんですけど、そういうところは電動化を行うとか、そういう対策で進めております。

◎中面委員 電動化。お金かけるよりコンクリでふさいで両サイドに階段つけたら、どうせ高さは1メートルちょっとでしょう。そのほうが安くていいんじゃないか。それは要請しておきます。

◎森田委員 大きな海岸防備も津波が目前になってきて、しっかりやっていただき感謝しています。海辺の環境整備で漂着物の処理だとか港湾の美観保全、これずっとやっぱり私も言い続けてきて、途中で条例を六年前～七年前につくって、さらに一層加速して、県だとかあるいは関係者が県土全体の美化にも動き出していただいて、県土全体が非常によくなってきたと。15年前からずっと市町村管理の漁港の指摘をして来たら随分とよくなってきた。ほんとに確かによくなってきた。

なお一層、県で直接手を下してこうやってやる事業費はさることながら、条例の中にもありますが、機能保全はあなた方のこととしてももちろんやけど、やっぱり設置者はきちっと美観の管理っていう視点からも機能と同列でしっかりしてくださいよと。

沈廃船を放り上げてあったり、車の捨て場になっちゃったり、例えば高知港、そこの前で使いよった高知港岸壁、あそこなんか県管理でありながら車の捨て場、ごみ捨て場になっちゃった。それなんか指摘したらなくなって、一掃されて非常にきれいになったけど、言ってきたらきれいになってきたんで、市町村の管理者それから漁協の使用者にもやっぱりきちっとしてもらおうと。以前には、車からあるいは200リットルのドラム缶か

らも油が漏れて、自分たちのその漁港へ油が流れ込んでいって油の輪ができゆうときなんかもあったんで、自分の大事な職場に油垂れ流し、あるいは車を捨ててそこから油が出ゆうようなことにせず、ぜひともそれぞれの管理者がしっかりと美観の保全をし、津波漂流物になってもいかん。どうかまた、それぞれの管理者へ言っていただきたい。それから漁協を初め使用者にもしっかりと指示をしてもらえるようお願いをしたいと思います。

◎中城港湾・海岸課長 美観対策については私も漁港漁場課長のときから、森田委員と一緒に一生懸命取り組ませていただきました。宇佐なんか特に地元の美化団体もきちっと組織として育ててきておりまして、宇佐漁港海岸もすごくきれいになったところです。

もう一つ宇佐なんかで言いますと、灰方に放置船、沈船がかなりありまして、現場調査でも指摘されておりましたけど、それについても徐々に中央西土木が中心となって処理を進めております。

今、港湾で言いますと国有港湾施設、国のつくった施設なんかにおきましても、かなりごみが捨てられたり不法に石油タンクが設置されたり、そういう事例があります。例えば御豊瀬なんかも多いんですけど、国の指導もありましたことから、県として、そこら辺はもう集中的にことし、来年で始末つけるようにしております。

あと放置船の問題は、先ほどの2月議会でも中面委員の質問に答えらしていただきましたけど、やっぱりその放置船が津波発生後漂流して被害が大きく拡大するとか、緊急輸送道路をふさいでその機能を損なうとか、そういうことがあってもいけませんので、平成18年度から平成20年度で103隻ぐらい処理してますけど、その加速化をしていきたいと思ってます。

県だけではなくて、市町村漁協も当然のこととございます。市町村漁港でも汚いところもありますし、海岸もあります。十分な指導をしてまいります。

◎三石委員長 以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで土木部を終わります。

以上ですべての日程を終了いたしました。

なお、執行部から中央地域の公共交通の再構築について報告を行いたい旨の申し出がありました。4月30日の水曜日の午後2時から委員会を開催したいと思いますので、御了承願います。

◎西森（潮）委員 ちょっと待って、今の中央交通は検討委員会開いた後、報告するというのが。

◎三石委員長 報告です。午後2時から報告。

◎西森（潮）委員 それについて、今急速に土電が新体制になると、県が社長を送り込んで進んでいってるが、きのう森田委員も言っておられたようにね、公共交通機関といっても、今対象になっちゃうのは13市町村ぐらいで、それまでにもう切り捨ててそれぞれの地

域の市町村が市町村営あるいは民間に委託をしたりするという形で、それも採算がとれなくなったら、今まで県交なり土電が走りゆうときは7便あったのが3便になったり、地域住民が一層不便を負わされていると。そのことによってその地域に住めないから人口の流出、人口減に拍車をかけるというようなことになってるんで、土佐くろしお鉄道等々も含め、高知県の公共交通というのなら、県下全体に目を配った新しい公共交通機関としてのあり方を検討すべきだということを、検討委員会にも議会として申し入れをしておく必要があるんじゃないだろうか。一方的に特定のところだけが公共交通ということで進んでるけど、そのことによる県民の負担は全部にかかるわけやから、そういうことを委員会として申し入れておいたらどうかと思うが、皆さんの考えはどうか。

◎三石委員長 小休にいたします。

(小休)

◎ 議会は特別委員会を設置して報告もした、去年かね。土電の上下分離がどうのこうのという、あの報告を尊重するように、あれも含めて検討するようにとしとったら整合性があるんじゃないかと思うけどね。

◎ あのとときに、この提言を受け入れてやるようにつちゅう内容がありましたよ、報告書の中にね。

◎ そのことを知らんと、今新聞なんかで出てきゆうのは、高知市を中心にした、いの、南国。

◎ けど、中央地域の議論でしょ、今のやつは。

◎ 中央地域に我々は入っちゅうけど、数年前に不採算部門はもう1回のけちゅうわけよ。今の状態で走りゆう前には、もうちょっと毛細血管のように走りよったけど、のけちゅうわけよ、不採算で。土佐市は市がバス業者を雇うて走らしゆうけど、今言ゆように、前やったら十数便走りよったのを3便、格好だけは市が負担して走らせてますよと、そんな形で、結局もう切り捨てられちゅう、ちょっと前に。中央地域の中でもそんなことも1回すくい上げて、この機会に一緒にすくえるということやったら、もとどおりにちゃんと走らす体制もつくってもらいたいと。

今の幹線道路だけの再構築やなしに四、五年前かな、不採算部門でのけられた路線がある。それも含めて住民の不便が物すごくあって、行政の負担になっちゅう。行政は空のバスを走らしてます、みんな不便なきやっぱり乗らん。結局もう捨てられていった路線がある。ほんで困っちゅう。

◎ だから、今の〇〇委員の話はこの中央地域の交通の中に入るから、それは今度のやつで言えばいいし、全体のことについては特別委員会で一応結論を出しているんで、それに基づいてやればいいんで、それですべてカバーできると思います。要は公共の投資、国の

投資入れんと地方公共交通なんてもたないですよ、結論は。そら無理よ、県で頑張れ言っ
たって。

◎ ○○委員のほうからそういう話もありましたけど、今回は4月30日に2時からその報
告をしたいということですから、まずこれを受けるということで、委員会としてというの
はちょっと置いちゃって受けるということ構いませんですかね。

◎ 4月30日に高知市のほうで臨時議会があるらしいです。それにあわせてその報告が出
て、30日を超えたらもう報道に出るんで、その前にもう取り急ぎ説明したいという、そう
いうタイトな日程です。

◎ 要するに、議会が特別委員会で結論を出しちゅうけど、そら議会の結論であって、
執行部がどれだけ受け入れてやるかちゅうのは別やから、その点をしっかりとその議会
の結論を受けとめて、高知県全体の公共交通についてちゃんと体制を立て直すというこ
とをすべきということ。

◎ 間違いないことですわね。

◎ 今回についてはその報告ということですので、それを受けることで構いませんか。

◎ 我々所管として公共交通を持ちゅうわけやから、今回の中央地域の再構築の話は聞
いて、県全体で地方バスに委託した部分があらあね、西南交通や何交通、それも含めてそ
れから土佐くろしお鉄道もあるし、そういうところについても将来もたんのやないという懸
念の中で言ゆうき、そらまた委員会の中で。

◎ 今後委員会の中でいっぱい言う機会があるんで、県全体の公共交通を保全していくと、
行政負担になったらいずれ捨てられるし、そういう議論にしていましょうか。

◎三石委員長 正場に復します。

委員会を開催して報告を受けるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 異議なしと認めます。

これで委員会を閉会いたします。

(10時45分閉会)